

旧軍人・軍属等在日韓国人遺骨の送還に關する  
日韓兩國交渉の経緯

49. 2. 25

北東アジア課

1948. 2. 3 4,523 柱 (内遺骨 537, 位牌 3986) を  
総司令部の許可のもとに送還

1948. 5. 31 2,899 柱 (内遺骨 342, 位牌 557) を  
送還

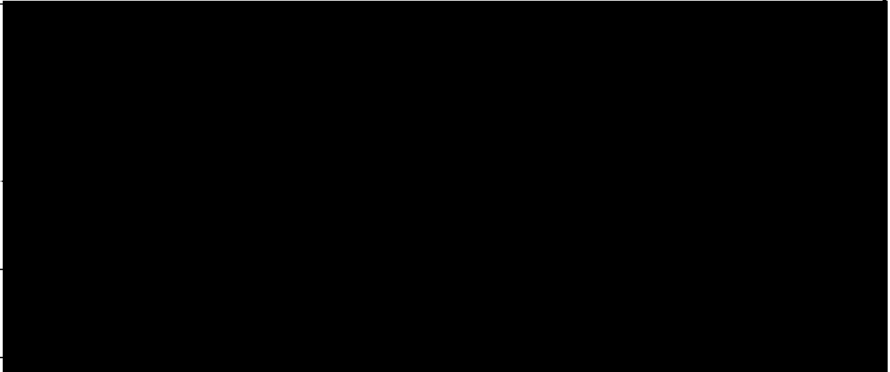
(小計 7,322 柱)

1964. 8. 22 在日韓国代表部からの申し入れ  
崔俛珠書記官が前田ア北課長へ

本件遺骨の「一括引渡し」を申し入れた

1964. 11. 12 前田ア北課長に韓国大使館 崔書記官へ  
軍務当局案として申し入れ検討方を請う。

(概要)



1966. 2. 21 韓国大使館 吳書記官から北東アジア課長  
に次の申し入れがあった。

(要旨)。韓国で遺族等が出て来た分を韓国  
に引取り、残りは車庫に埋めておくこと  
したい。(金大使事)

- 埋葬経費は日本で負担してほしい
- 厚生省分以外で韓国人遺骨<sup>遺骨</sup>あり

(答 黒田課長)(差当りの気付け点、後日回答材)  
概

- 日本に埋め残りの(内題)が起る可能  
性あり (韓国で)

- 韓国、遺骨の送還は韓国が費用  
をやるべきだ

1966. 3. 25 日本側処理(案)も文書で、韓国大使  
館へ申し入れた。(41.44. 国北 180号)

担当の場中治官

此(大蔵省)に

- 韓国に縁故者があるを韓国側へ引渡す  
この際、縁故者の認定は韓国側が実施し  
日本側は調査責任をとり、  
○ 韓国側は日本側へ縁故者リストを通報する。

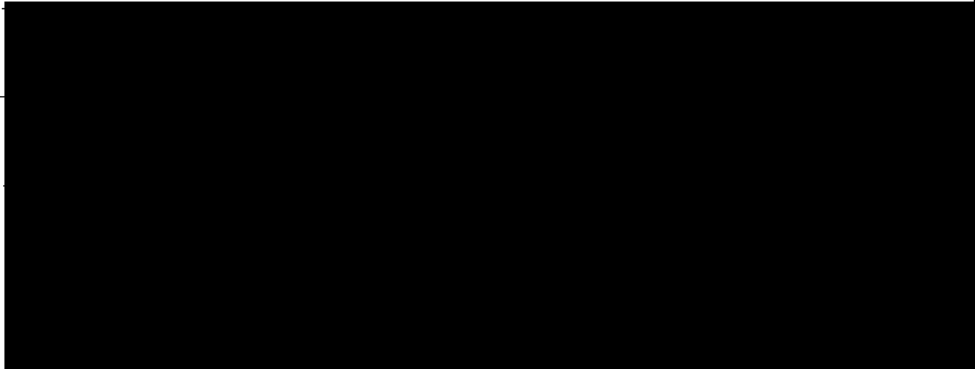
1966. 9. 10 金外務部次官より牛場審議官へ回答あり

- 韓国出身者の遺骨は当然引取り



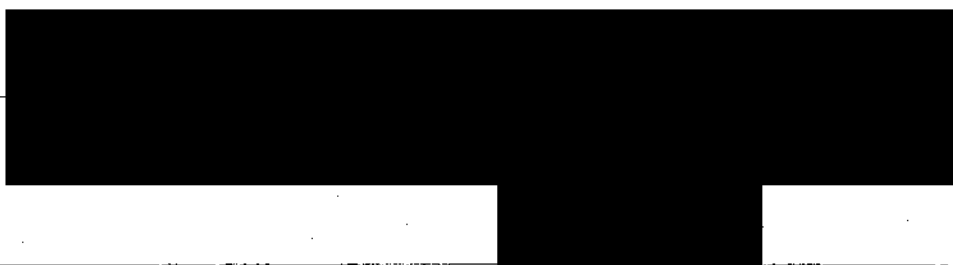
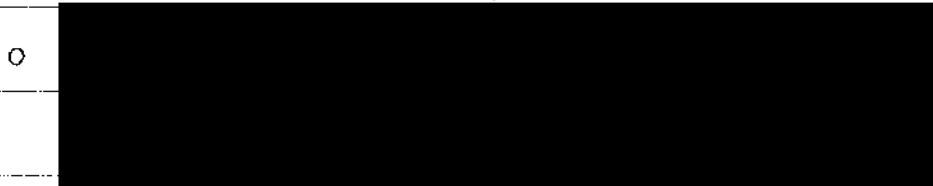
1966.10.6 ~ 11.4 の間

在韓日本大使館から 外務部へ申し入れ



○ 1966.11.4 上<sup>記</sup>検討社、崔<sup>君</sup> 三谷(島本)提議  
(41年11月4日 韓国訊察)

○ 南出身者合一提議



当方は団体の1127を  
縁故者

1966. 12. 8 島本より 支那事務官の 督促 (112ト)

手回中の

1966. 12. 26 崔課長から 北東アジア課長へ

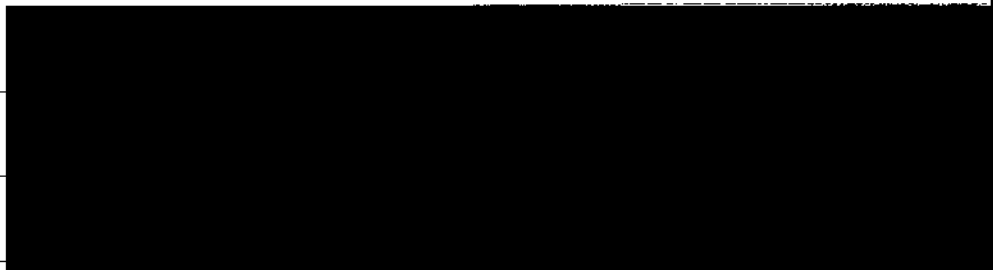
縁故者リスト おくわ申し込みたい旨、申し進め

1967. 1. 26 崔課長は 三谷(島本)に 由々

。縁故者リスト 提出するに 検討ねがいたい

。引渡しの手続の 詳細

< 各方からの 情報が 最大限の 範囲に 対し >



1967. 1. 28 在華大使館 呉書記長は 北東課長に  
お礼

個別引渡があるとのこと、一括で引渡  
お礼 なる旨 申し入る。

1967. 3. 24 (日本側の新訓令 <sup>結</sup> 伝達せしむ)

1967. 6. 17 崔課長から三谷へ

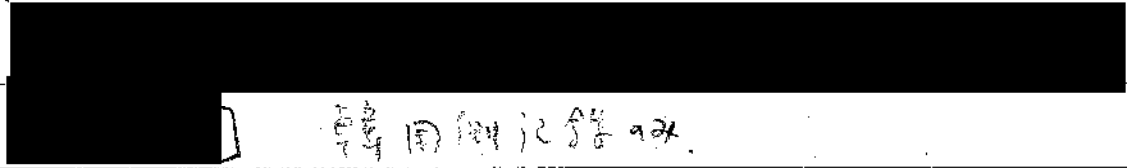
。 41. 11. 5 韓国案への回答、智健

。 私見 につき 検討す

遺族の用明書 引取り

末、 日本に埋葬

[1967. 5. 8 野村課長は ~~1. 26 の~~ (内容) ありては

 韓国側記録あり

1968. 11. 16 伊達課長から 金融務課長へ <sub>知向</sub>

一括引渡しのこと、日本側が了承していることは間違いない、旨伝達

1968. 12. 13 41. 11. 5 案に対する解決要望

韓国側から 42. 6. 17 崔私見 あり消す

1968. 12. 17 申東元 麗州課長は島本に対し

41. 11. 5 韓国案に対する解決をさすに要望した

1969. 2. 6 韓国大使館 金大署書記官

- 韓国へ一括返還(し 韓国へ引取  
たあとで 遺族も控に引渡す) を求めた  
ことに対し 伊達課長は
- 法律問題も説明
- 遺族へ引渡すべきことを強調

1969. 8. 24 初回日韓定例商談会議の合意

- 引渡しは早急にやせぬことを希望
- <sup>遺族</sup> ます 確認のたき遺族は縁故者に  
当該遺骨を渡す

1969. 10. 2 伊達課長より金署書記官へ

- 遺族は縁故者に対し 遺骨を引渡  
す要を提示

金署書記官

一括返還の立場を要する

伊達から

「原則論はとにかく、理案に引取りを希望し確認できる遺族または縁故者に渡すことが合意に合致する」

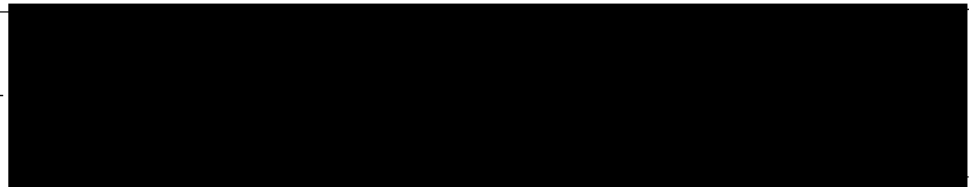
金 「本国に報告意見を本める」

1969. 10. 27. 申課長は 菊田、新田に対し  
(何故)

- 個別返還方式 受入れの口吻から
- 一括返還の基本的立場を強調
- 原親会、縁故者に入札の種は要請に

1969. 11. 14 金原州局長は野田参事官に

- 個別方式は 緊急促進としては有効
- 原則論を回避し大命令返還 — 結構  
数十体残るものは容易に





1969.12.18~19

韓国側 金要州局長 申東北重州局長

日本側 厚生省援護局 福田庶務課長

(野田参事官、加賀、苅田書記官同席)

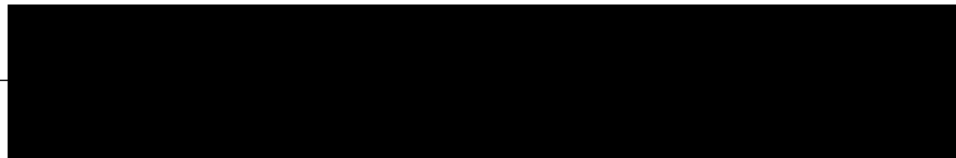
韓国側発言要旨

一括返還の基本的立場は変化しない

① 韓口人の遺骨があるから、韓国政府の責任で処理  
すべき

② 事前にすべて又は大部分の遺骨の縁故者を確認  
は殆んど不可能 (死亡・戸籍不備等)

日:



(個別返還)  
観点

個別方式は原則論を回避しつつ実質上はほと  
どの返還をすることができ、最善の方法であり

確認できた受取人から順次返還する

韓: 原則的に同意

①



……反対

② はじめ前に全体をカバーする見通しを  
立ておく

(3)



(緊急返還)

日： 遺族からの現実的返還要請

全体と切り分けて処理すべし

韓： 善処す、関係資料を提出すべし

(返還費用)

韓： ① 移送費用の日本側負担を期待

② 若干の金銭 [redacted] 上の配属は

国民感情に配慮が必要か。

1970. 2. 1 李厚洛大使から 金山大便へ

11

- 身元不明な者は韓国遺族へ引渡しを申し...
- 判明した者は 渡し 日本側で慰霊碑の碑建立

1970. 個別緊急引取り関係

3. 12 外務部から金星南引取り要請越す

6. 3 丁少東北ア州課長から野田へ

緊急引渡要領

- ・ 日本政府から直接遺族へ
- ・ 要文は韓国側立会
- ・ 必要書類

1971. 11. 10 東北ア州課長からハシダへ

- ・ 韓国政府は引き取りを申しない
- ・ 立会はよい
- ・ 終了後 口上書交換

246 柱

日 → 韓

11. 20

韓 → 日

11. 24